

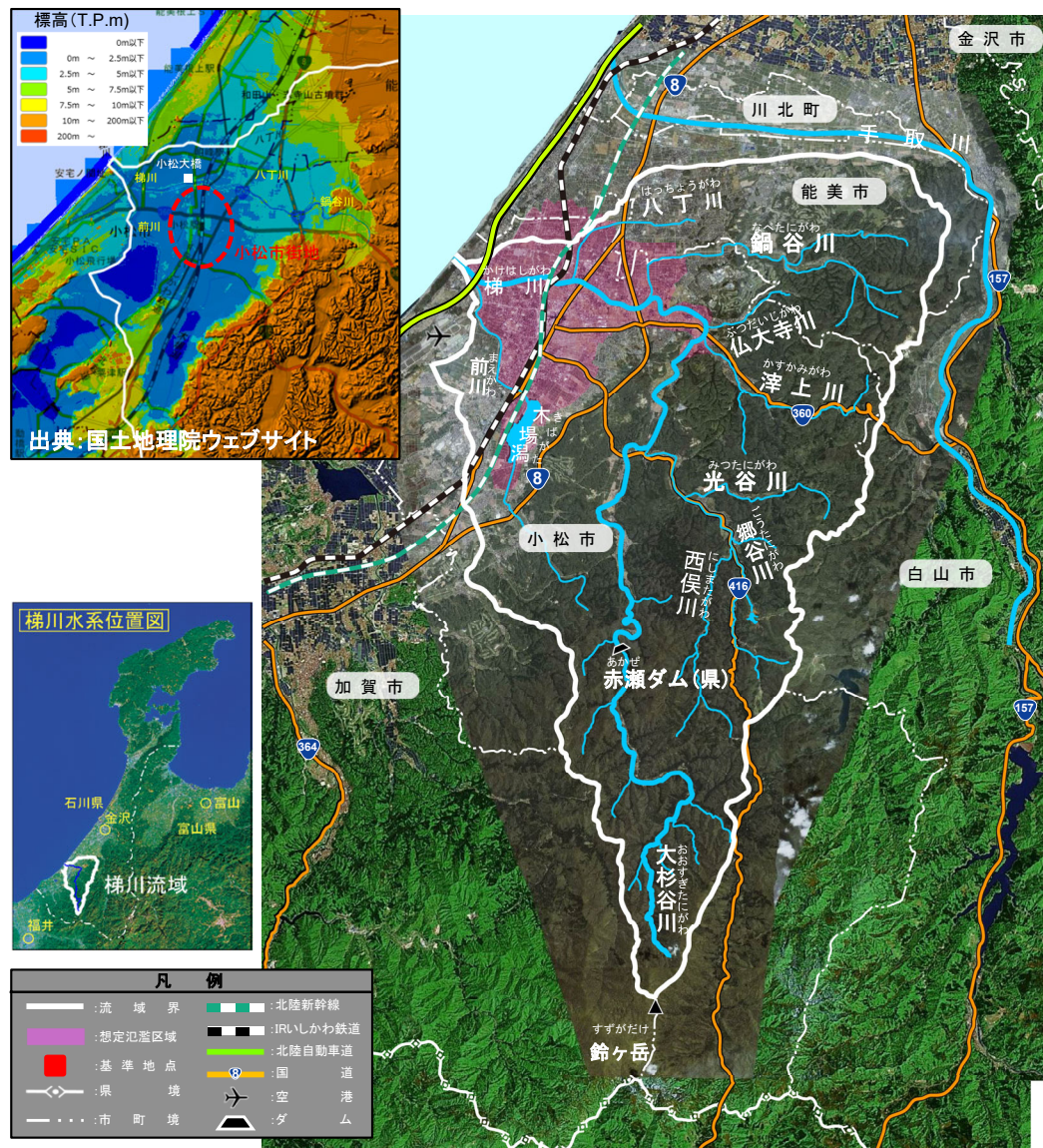
「梯川水系」 特定都市河川の指定に向けた取組

梯川流域の概要と特徴

梯川は石川県の鈴ヶ岳を源とし、郷谷川、鍋谷川、前川等の支川と合流しながら日本海へ注ぐ、幹川流路延長42km、流域面積271km²の一級河川です。

梯川流域は小松市、能美市及び白山市の3市で構成され、下流域にはJR北陸新幹線、IRいしかわ鉄道、北陸自動車道、国道8号などの主要な交通網が発達し、人口や資産が集中しています。

一方、梯川中下流部は山間地と海岸砂丘に囲まれた低平地が広がっており、大雨によって浸水による甚大な被害が発生しやすい地形となっています。



「特定都市河川」を活用した「流域治水」の取り組み

流域治水とは？

堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

特定都市河川とは？

宅地等が密集する河川周辺を安全な流域にするため、流域治水により治水対策を早期に推進し水害に強いまちづくりを目指して特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定するのが特定都市河川です。

対象河川

「市街化の進展」「接続する河川の状態」「支援的条件の特性」から全国の河川を対象とする。

流域水害対策計画の策定

浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るため、河川管理者、流域内の都道府県及び市町村の長、下水道管理者が共同して策定。

保全調節池の指定

都道府県知事等は一定規模以上の防災調整池を保全調節池に指定できる。指定された保全調節池は、埋立て等の行為については届出を義務化。



雨水浸透阻害行為の許可等

宅地等以外の土地で行う一定規模以上の雨水浸透阻害行為について都道府県知事等の許可が必要。

引用: 特定都市河川浸水被害対策法のパンフレット, 国土交通省 水管理・国土保全局, 令和6年6月

民間事業者による雨水貯留浸透施設の整備

民間事業者等は、一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設の整備に係る計画の認定を受け、計画に基づき予算・税制等の支援を受けることができる。

貯留機能保全区域の指定

都道府県知事等は洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地を指定できる。貯留機能を阻害する盛土等の行為に対しては、事前届出を義務付ける。

浸水被害防止区域の指定

都道府県知事は浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる。開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じる。

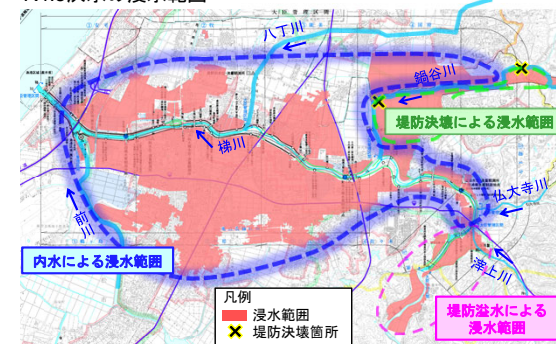
梯川水系の特定都市河川の指定に向けた取り組み状況

- R4.8 令和4年8月豪雨により、梯川流域で堤防決壊や溢水、内水による被害が発生し、約1,980haが浸水
- R5.6 梯川緊急治水対策プロジェクト起工式において、特定都市河川の指定に向けた検討を要望

関係者による検討・調整

- R8.10 「令和8年度 第1回 令和4年8月豪雨災害を踏まえた梯川水系流域治水対策検討部会」を開催し、特定都市河川指定に向けた関係機関との協議を開始

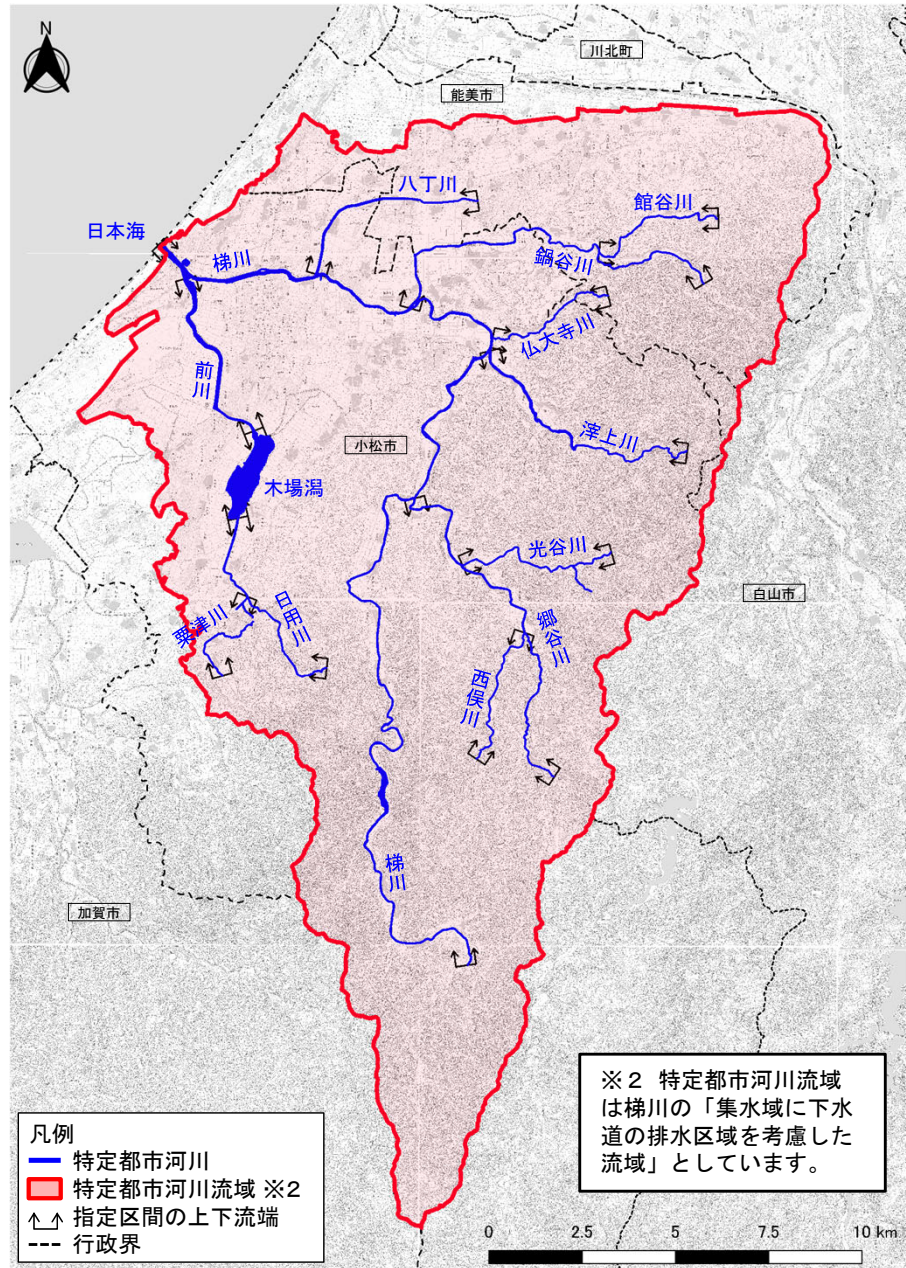
R4.8洪水の浸水範囲



「梯川水系」 特定都市河川の指定に向けた取組

流域治水を推進するため、関係機関による検討部会※1を開催し、梯川流域特定都市河川の指定に向けた協議を行っています。
特定都市河川の対象となる流域および河川(指定区間)は下図・表の範囲を予定しています。

※1 令和4年8月豪雨災害を踏まえた梯川水系流域治水対策検討部会



特定都市河川の指定区間(案)

河川	区間	
	上流端	下流端
梯川	北俣川への合流点	河口
前川	木場潟からの流出点	梯川への合流点
木場潟	日用川からの合流点	前川への合流点
日用川	石川県小松市日用町巳95番地先の大谷用水頭首工下流端	木場潟への流入点
栗津川	左岸: 石川県小松市馬場町た10番地先 右岸: 石川県小松市馬場町お17番1地先	日用川への合流点
八丁川	左岸: 石川県能美市佐野町い48番地先 右岸: 石川県能美市湯谷町へ3041番2地先	梯川への合流点
鍋谷川	石川県能美市鍋谷町力95番地先の市道橋	梯川への合流点
館谷川	石川県能美市坪野町121番地先の県道橋	鍋谷川への合流点
仏大寺川	左岸: 石川県能美市仏大寺町ハ258番地先 右岸: 石川県能美市仏大寺町ハ285番3地先	梯川への合流点
滓上川	石川県小松市中ノ峠町イ1番1地先の市道橋	梯川への合流点
郷谷川	石川県小松市尾小屋町五百峠24番2地先の市道橋	梯川への合流点
光谷川	石川県小松市池城町ト3番1地先の県道橋	郷谷川への合流点
西俣川	石川県小松市西俣町リ137番地先の林道橋	郷谷川への合流点

梯川が特定都市河川に指定されると・・・？

流域内の水害リスクを増やさないように、また、浸水被害対策の効果が減少しないようにするため、特定都市河川の流域では、宅地等以外の土地で行われる一定規模※以上の「雨水浸透阻害行為（雨水を浸みこみにくくする行為）」に対して、貯留・浸透対策が義務付けられます。

※1,000㎡以上。ただし、都道府県の条例で500㎡ 1,000㎡未満の範囲内で別に定めることが可能

雨水浸透阻害行為の例

1 「宅地等」にするために
行う土地の形質の変更

2 土地の舗装

3 排水施設を伴う
ゴルフ場、運動場の
設置

4 ローラー等により土地
を締め固める行為

特定都市河川流域(案)